

同和問題特集



区のお知らせ

足立区

編集/企画部広報課
足立区千住一丁目50
☎(882)1111
第二庁舎 ☎(889)6161

1 面
同和問題の解決へ
2 面
同和問題一問一答
同和对策事業特別措置法の延長



あなたもわたしも

同和問題の解決へ

正しい理解と認識を

十二月四日から人権週間がはじまります。憲法が、国民は法のもとに平等であり、差別されないと定められてから三十余年の今日、まだ基本的人権を完全に保障されていない人たちがいるのです。同和問題を解決するため努力しましょう。

人間平等の原点に立とう

人権宣言と

同和問題

昭和二十三年、第三回国際連合総会で、世界人権宣言が満場一致で採択されました。

この宣言は、すべての人々が自由で平等な基本的人権について、お互いに認め合い、尊重しなければならぬことを明らかにしています。

我が国では、この宣言の採択された十二月十日を中心に人権週間を定め、毎年各種の行事を行ない、その思想の普及につとめ、いろいろの問題が取り上げられてきました。そのなかでも同和問題は、最も重要なことと言えます。

同和地区住民の身分、職業の平等を布告した明治四年の解放令から百年以上、国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない、と定めた日本国憲法の施行から三十年余もたつた今日、同和問題はまだ残っている重大な課題なのです。

全国で六十部落、三百万人といわれる同和地区の住民には、憲法が保障する基本的人権が差別によって保障されていないのです。人間が人間を差別する。これは許すことのできない問題です。差別をなくすために、同和問題を自分の問題としてとりくみましょう。

差別とは

私は差別していません

部落差別とは、同和地区の出身というだけで、人間ならだれでも当然もっている権利を、ふみにじられておられるにすぎません。教育、就職、結婚、交際、居住など、日常生活を過ごしていくうえで、受ける差別。そしてその差別が原因で、新しい差別の芽が生まれる。こうした循環のなかで、差別は続いていくのです。

「差別なんて、私は差別していません」そうです。多分あなたは、具体的に差別的なことを言ったり、したりしたことはないかも知れません。また、区のお知らせのコラムを目にされたり、他の人から話をきくま

江戸時代徳川幕府は、民衆が団結し支配者に反抗したり、新しい支配者が出ることを許さず、身分を定め世襲制としました。武士を一番上の身分とし、その下に民衆が、農・工・商「エタ・非人」の順で置かれました。年貢をより多くとり立てるため、農民を一番上に置き、最下層に「賤民」を置いて、自分たちよりも下の身分の者がいるんだということにし、農・工・商の人たちの不満をやりわらげ、抵抗をなくす方法がとられたのです。呼称も「エタ」「非人」とし、生活条件の悪い場所に住まわせたり、賤しいとされた職業を強制したわけ

これまででおわかりのように、同和問題は、古く、そして現在も残されている深刻な問題です。同和問題を解決するためには、もちろん同和地区の人びとの努力も必要でしょう。しかし、それだけでは差別が終らないことは、歴史が物語っています。

国や地方自治体が、国民の権利を保障し実現するために、施策を講じることが大切です。そこで国では、昭和四十四年に同和对策事業特別措置法を制定して、国や地方自治体が、迅速に計

で、差別のことを忘れていたのではないのでしょうか。しかし、そこに問題があるのです。差別をなくすために、あなたが何もしなければ、差別は続いていくのです。ただ差別をしないのでなく、なくなるようにする努力を、ぜひお願いしたいのです。

差別はいまも残っている

差別なんて昔のこと、いまは無いと考えている人が多いかも知れませんが、私達の身近で、現実

です。「非人」は最下級ですが、足洗いといつて、もとの身分に戻れるようにし、その上の「エタ」はいつまでも「エタ」だったので、「非人」と「エタ」の対立が続いているなど、互に争うように組立てられていたのです。このように同和地区は、時の支配者によって人為的政治的に作られたもので、近代になり明治四年に解放令が出されましたが、戸籍には「新平民」

差別をなくすために

面的に、同和对策事業を推進することを義務づけました。けれども、同和問題は、単に行政的な施策を講じることで、解決できるものではありません。私たちが、自分ごととして受け止め、解決に努力していくことが大切です。同和問題の解決に力をつくしていきたいと考えます。区民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

結婚における差別

娘と交際をつづける青年が身元調査で同和地区出身者だと知った母親は、大変おどろき、家中で悩んで結婚に反対したA区の差別事件。また別々に、東京で働いていた若い男女が、結婚することに話が進んだのに、女性が同和地区出身者であることがわかったと、破談になり、ついに

生活のなかで得る就職での差別は、生活そのものをおびやかす、人間の生存権にかかわる重要なものです。同和地区出身の子もたちが、困難な諸条件を克服して、やっと高校を卒業し、就職という段階で、筆記試験には合格したが、応募書類や身元調査などによって、不採用にされたという差別事件がおきています。また、こうしたことに利用するため、同和地区の地名を資料として売る「地名総鑑事件」もおきました。

この地名総鑑は、全国の同和地区(被差別部落)の所在と新旧地名および世帯数などを記載しており、人事極秘「特殊部落地名総鑑」と呼ばれるもので、これを購入した会社は、その後新たに「全国部落リスト」などの差別文書が発行され、購入した企業が明らかにされるといふ事件が起きて起っています。このように、私たちの身近で、現実には差別が行なわれているのです。一日も早く差別がなくなるよう、努力

自分自身のこととして 同和問題を考えよう

同和問題について、区民の方からいろいろお問合せがあります。今回は、そのうちのいくつかを紹介するとともに、同和对策事業特別措置法の延長決定についてお話ししましょう。

あまり同和問題をとりあげないほうが、かえって解決になるのではないか。

このようなことは「寝た子を起さず」といった考え方に代表されるように、時間をかけて、自然に解決されるのを待つ以外には方法はないという、消極的な問題意識、考え方は、

また「昔の差別のきびさを思い起こさせるようなことをやめてほしい。何も知らない子どもたちに、同じ苦しみを味あわせないでほしい」という関係者の切実な願いから、そして、差別を掘り起こしておいて、何も対策をとってくれないという、行政に対する不信の声でもありま

いずれにしても、このような考え方は、同和問題を根本的に理解し解決することから、逃避しようとする姿勢であり、将来、差別が発生する可能性を包含しているといわざるを得ません。

平等で明るい社会の実現へ

部落差別は、就職、教育、居住などの生活実態にも、結婚や交際などの心情の上でも、事実として存在しているといえるのです。

部落差別を助長する悪質な落書をするなど、いろいろな形で差別事件が発生しています。

差別する側では、重大性を意識しない場合が多いかも知れませんが、

足立区にも部落差別があるのですか。

部落差別の悲痛さは、歴史的悲劇の重さが、その背景にあることの理解がないと、差別される側の立場に立つということが不可能なことでし

したがって、国民一人ひとりが、積極的に、同和問題の本質を正しく理解するよう努め、差別を自分の立場におきかえ、正しい認識をもって、従前の偏見をただし、人権が尊重されるよう努力することを要求されるのです。

そして万一、偏見を持つ人がいる場合には、その人の偏見をたすといふ、差別解決の立場にまで意識を高めることが望まれているのです。

全国同和教育研究会が東京で開会しました

全国各地の地域の実態に即した同和問題の研究、実践の発表および協議のため、全国同和教育研究会が、毎年各地で開催されています。この協議会は、今年で三十回をむかえ、東京都で十二月二日、三日、四日の三日間にわたり、三十の会場で開催されました。

同和教育は、誤解や偏見により、今でも残っている差別をなくすため、学校教育の場あるいは社会教育の場において、研究協議し、真の理解を基礎とする人権尊重の精神を養い、実践する人を育てることです。同和問題解決のための教育は、人間形成

そのために、同和問題を正しく、積極的に知っていただくことが大切なことです。故人や長老から伝えられている古い偏見を、科学的視点から、差別を許さない主体的判断でのり、人権を尊重する生活実践が、まず第一に要請されるのです。

隣人の偏見に接したら、その非を理解し、その人自身の人権が尊重されるために、他の人の人権を守ることに必要であると、お互いが啓発しあう生活環境を築きあげ、すくなくとも足立区からは差別をなくし、国民全体に人権が正しく尊重されるよう、理解の輪をひろげていきたいと思います。

同和对策事業特別措置法が三年間延長されました

法制定とあらまし

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であります。

「これを未解決のまま放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ、国の責任であり国民的課題である」ことを明確にした内閣同和对策審議会答申が、昭和四十年八月に提出されました。この答申の精神を具現することを目的として、同和对策事業特別措置法が、昭和四十四年七月に制定され、九年五か月が経過しました。

延長決定まで

来年の期限をひかえ、政党、部落解放運動をすすめる団体や関係各方面から、法延長の声があがり、延長問題を何年にするかということや、同和問題の完全解決のため、たんに同和对策事業にとどまらず、答申の精神が生かされるような方向での同和事業特別措置法の内容改訂などが論ぜられました。

全国知事会、全国市長会など一千余にものぼる全国各地の地方公共団体からも、法延長の要望決議が、つぎつぎに国に対してよせられました。足立区でも、昭和五十二年十月十三日、区議会が延長要望を決議し、議

「同和对策事業特別措置法」の延長等に関する意見書

「同和对策事業特別措置法」は同和地区の生活環境の向上、社会福祉の増進等を目的として十年間の期限をつけて昭和四十四年に制定された。その後九年を経過し、この法律の失効まで六月を残すのみとなった現在においても総理府がまとめた全国同和地区実態調査でも明らかとなっており解決を迫られる事象が数多く残されている。

一方、「部落地名鑑」等に見られるように、部落差別はまだ解消されていない。今後同和对策の重要性から国の財政責任を明確にするるとともに内容を一層充実改善し、その施策が同法対象地域全住民に及ぶようにして延長することを強く要請する。

右 地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十三年十月十四日
東京都足立区議会議員 清水 大蔵
総理大臣 福田 赳 夫殿
総府事務局長 稲村 佐近四郎殿

長名で意見書(別紙)を、内閣総理大臣および総府事務局長あて送付しました。

昭和五十三年六月十六日に終了した、第八十四通常国会の内閣委員会では、同和对策事業特別措置法が失効する昭和五十四年三月三十一日までに、計画された事業の達成は困難な状況にあることにかんがみ、昭和五十四年度において、従前と同様の予算措置をすることと同時に、法延長を決定し、延長幅については、引き続き次期国会で決定するという結論に達しました。

このように経過を経て、ようやく第八十五臨時国会の会期末になって、同和对策事業特別措置法改正案が、衆参両院で、いずれも全会一致で可決成立し、昭和五十七年三月三十一日まで延長されることになったわけ

です。なお、この改正は、期間延長だけでなく、内閣委員会では、同和对策事業特別措置法の採択にあたって、法の有効期間中に実態を把握し法の総合的改正と運営改善を検討する。(一)地方公共団体の財政負担軽減を図る。(二)国民に対する啓発活動の積極的な充実を図る。など付帯決議をしています。

「民主社会めざして」

このように多くの関係者の努力によって三年間の同和对策事業特別措置法の延長は実現しました。私たちの日常生活から、部落差別をなくすのは、行政の責任であることとはもちろんです。しかし、これと同時に大切なのは、国民の一人ひとりが、同和問題を正しく理解し認識することです。

この法延長を機会に、差別というもの、いかに人間の尊厳を傷つけ、自由と平等を侵すものであるかを、もう一度、真剣に考えてみましょう。

私たちは、平等で差別のない民主社会を建設するため、お互いに努力していかななくてはなりません。区民の皆さんのご理解とご協力を

お願いします。